

マリア幼稚園における津波の発生時の避難確保計画

1. 計画の目的

この計画は、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年 12 月 14 日法律第 123 号）第 71 条第 1 項に基づくものであり、マリア幼稚園の利用者の津波の発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の適用範囲

この計画は、マリア幼稚園に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

3. 防災体制

<遠地津波の場合>

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	・津波注意報発表	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員 (園長)
警戒体制	・避難指示（緊急）の発令 ・津波警報発表 ・大津波警報発表	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員 (園長)
		使用する資機材の準備	避難誘導要員 (教諭)
		保護者家族への事前連絡	情報収集伝達要員 (教諭)
非常体制	・警戒体制下の準備対応等 完了後、速やかに非常体制に移行	避難誘導	避難誘導要員 (園長・教諭)

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うものとする。

<近地津波の場合>

体制	体制確立の判断時期	活動内容	対応要員
注意体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急地震速報 ・ 津波注意報発表 	津波情報等の情報収集	情報収集伝達要員 (園 長)
非常体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難指示 (緊急) の発令 ・ 津波警報、大津波警報発表 ・ 危険の前兆を確認 等 	避難誘導	避難誘導要員 (園長・教諭)

※上記のほか、施設の管理権限者の指揮命令に従うもの

4. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
津波情報	インターネット (情報提供機関のホームページ、エリアメール・緊急速報メール 等)
避難指示 (緊急)	防災行政無線、戸別受信機、ラジオ、インターネット (市役所のホームページ)、エリアメール・緊急速報メール 等

※停電時は、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

(2) 情報伝達

伝達する主な情報及び伝達方法は、以下のとおりとする。

伝達する情報	伝達方法
避難状況等	災害用伝言ダイヤル (171) 等

「体制ごとの施設内緊急連絡網（別紙2）」に基づき、津波情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

↓

利用者を避難させる可能性がある場合には、「保護者緊急連絡網（別紙3）」に基づき、保護者に対し、「非常体制に移行した場合には城山地区集会所周辺へ避難する」旨を連絡する（ただし、遠地津波等津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合に限る。）。

↓

非常体制に移行した場合には、災害対策本部（※1）に「これより城山地区集会所周辺に避難する」旨を連絡する。

↓

避難の完了後、災害対策本部（※1）に避難が完了した旨を連絡するとともに、「保護者緊急連絡網（別紙3）」に基づき、保護者に対し、「避難が完了。これより城山地区集会所周辺において引き渡しを行う」旨を連絡する。

※別紙2、別紙3は個人情報の為不掲載とする。

5. 避難誘導

（1）津波避難場所

- ・津波避難場所は、城山地区集会所周辺とする。
- ・津波の到達時間や利用者の健康状態等により上記避難場所への避難が困難な場合には、一時避難場所として海南市立みらいこども園の屋上へ避難するものとする。

（2）避難経路

津波避難場所までの避難経路については、別紙1「避難経路図」のとおりである。

（3）避難誘導方法

- ・日頃より、津波避難場所や避難経路を施設内に掲示し、利用者や周辺住民に周知しておく。避難場所に誘導するときは、津波避難場所（「城山地区集会所周辺」又は「海南市立みらいこども園」）及び避難経路について、声をかけながら誘導する。

- ・施設外へ避難する際は、車両等を使用せず徒歩を原則とする。
- ・避難誘導員は、避難者が誘導員と識別しやすく、また安全確保のための誘導用ライフジャケットを着用し、必要に応じて蛍光塗料を現地に塗布するなどして、避難ルートや側溝等の危険箇所を指示する。
- ・浸水のおそれのある階又は施設からの退出が概ね完了した時点において、未避難者の有無について確認する。
- ・津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難誘導にあたっては拡声器、メガホン等を活用し、先頭と最後尾に誘導員を配置する。
- ・津波到達時間が長いなど時間的に可能な場合は、避難する際には、ブレーカーの遮断、ガスの元栓の閉鎖等を行う。

(4) 安全時間の目安

津波災害警戒区域内の活動については、「安全時間」を判断し、その時間を考慮したうえで実施する。

$$\text{安全時間④} = \text{①} - (\text{②} + \text{③})$$

<遠地津波の場合>

①津波到達予想時刻までの時間

→約3時間～4時間（※津波注意報・警報等到達予測時間公表地点より）

②施設（活動場所）までの参集時間

→約3分～5分

③施設（活動場所）から（城山集会所周辺）への退避時間

→約15分（※別紙1ルートでの移動距離 約1km）

④安全時間（差引の余裕時間）

→約2時間32分～3時間30分

※外部への移動のため、②に伴う移動前準備等に10分程度の時間を要したとしても、約2時間32分～3時間30分程度の安全時間を確保することが可能となる。

<近地津波の場合>

①津波到達予想時刻までの時間

→約50分～60分

②施設（活動場所）までの参集時間

→約3分～5分

③施設（活動場所）から（城山集会所周辺）への退避時間

→約15分（※別紙1ルートでの移動距離 約1km）

④安全時間（差引の余裕時間）

→約30分

※外部への移動のため、②に伴う移動前準備等に10分程度の時間を要したとしても、約20分～30分程度の安全時間を確保することが可能となる。

6. 避難の確保を図るための施設の整備

- ・情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資機材については、下表「避難確保資機材等一覧」に示すとおりである。
- ・これらの資機材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資機材等一覧

活動の区分	使用する設備又は資機材
情報収集・伝達	ラジオ、携帯電話、懐中電灯 等
避難誘導	園児名簿、携帯電話、懐中電灯、携帯用拡声器、ライフジャケット、施設内の一時避難のための水・食料、防寒具 等

7. 防災教育及び訓練の実施

- ・毎年4月に新規採用の職員を対象に研修を実施する。
- ・毎年4月に全職員を対象として情報収集・伝達及び避難誘導に関する訓練を実施する。

避難経路

